

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛媛県は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

愛媛県知事

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当支給事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給する。 支給に当たっては、支給要件及び支給制限等の審査を行う必要があり、そのために特定個人情報ファイルを取り扱う。 ※特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①法第6条に基づく認定請求に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③法第8条に基づく額改定に関する事務 ④法第16条に基づく未払の手当に関する事務 ⑤法第28条に関する事務 ⑥法施行規則第3条に基づく届出に関する事務
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の56の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表81の項 ＜情報提供の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表17、20、42、81、89、90、125、141、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	【本庁総合窓口】 企画振興部管理局広報広聴課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2244 【地方機関総合窓口】 四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-24-4455 東予地方局総務県民課 〒793-0042 愛媛県西条市喜多川796の1 0897-56-1300 東予地方局産業振興課(西条第二庁舎) 〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田1611 0898-68-7322 東予地方局今治支局総務県民室 〒794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4の9 0898-23-2500 中予地方局総務県民課 〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132 089-941-1111 久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万571の1 0892-21-1210 大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市田口甲425の1 0893-24-5121 南予地方局八幡浜支局総務県民室 〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜1丁目3番37号 0894-22-4111 西予土木事務所事業管理課 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町4丁目445 0894-62-1331 南予地方局総務県民課 〒798-8511 愛媛県宇和島市天神町7番1号 0895-22-5211 愛南土木事務所用地管理課 〒798-4194 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3048 0895-72-1145
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課ひとり親家庭係 089-912-2411
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得と確認を徹底している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童扶養手当システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月31日	5. 評価実施期間における担当部署	課長 高橋 正範	課長 西崎 健志	事後	平成28年4月1日より変更
平成28年8月31日	1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	平成28年4月1日より変更
平成28年8月31日	2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	平成28年4月1日より変更
平成29年11月30日	1. 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	平成29年4月1日より変更
平成29年11月30日	2. 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	平成29年4月1日より変更
平成31年1月4日	5. 評価実施期間における担当部署	課長 西崎 健志	課長	事後	平成30年4月1日より変更
平成31年1月4日	1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	平成30年4月1日より変更
平成31年1月4日	2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	平成30年4月1日より変更
平成31年1月4日	IVリスク対策		新規追加	事後	
令和2年3月9日	1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	平成31年4月1日より変更
令和2年3月9日	2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	平成31年4月1日より変更
令和2年3月9日	I 7. 請求先 四国中央土木事務所用地管理課住所	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番53号	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和4年3月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19 条の第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年4月1日	I 5①.部署、8.連絡先	子育て支援課	男女参画・子育て支援課	事前	組織改正に係る変更
令和6年3月14日	1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	令和5年4月1日より変更
令和6年3月14日	2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	令和5年4月1日より変更
令和6年4月2日	I 5①.部署、11.連絡先	男女参画・子育て支援課	子育て支援課	事前	組織改正に係る変更
令和7年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条	番号法第9条第1項 別表の56の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二 57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二 13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表81の項及び第83条 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表17の項及び第19条、第2条の表20の項及び第22条、第2条の表42の項及び第44条、第2条の表81の項及び第83条、第2条の表89の項及び第91条、第2条の表90の項及び第92条、第2条の表125の項及び第127条、第2条の表141の項及び第143条、第2条の表155の項及び第157条、第2条の表161の項及び第163条	事後	
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年2月28日時点	事後	
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年2月28日時点	事後	
令和7年2月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得と確認を徹底している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年2月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 児童扶養手当システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	